

建 議 書

平成24年10月26日

高 知 市 農 業 委 員 会

平成 24 年 10 月 26 日

高知市長 岡崎 誠也 様

高知市農業委員会

会 長 門田 博文

平成 25 年度における農業施策並びに農業予算に関する建議

高知市の農業の発展と農業経営の安定を図るため、「農業委員会等に関する法律第 6 条第 3 項」の規定に基づき、下記のとおり建議いたします。

記

我が国の農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や後継者不足等の人的課題・農業資材や燃油の高騰・農作物価格の低迷等に伴う農家所得の減少、また、これらに起因する遊休農地の拡大、食料自給率の低下など、非常に厳しい状況にあります。

国においては、新たな食料・農業・農村基本計画により、消費者と農業の結びつきを強化するなど、食料自給率や農業所得の向上を目指していますが、TPP 参加問題や震災被害への対応、風評被害など新たな問題により、農業施策は混迷を深めています。

本市においても農業従事者の高齢化や後継者の不足に加え，市街化区域内農地における固定資産税増税や有害鳥獣による農作物被害の拡大など，地域的な問題を抱えています。

農業が今後も豊かな市民生活を送ることに不可欠な役割を担っていくには，関係者の自助努力はもとより，行政のより一層の施策展開が求められています。

農業委員会としましても，農業者の代表機関として，その役割と責任の重さを十分認識し，日常的には，農地法及び関係法令に基づく許可等法令業務の適切な執行はもちろんのこと，農業者の声を建議に反映させるなど，地域農業の発展・農政活動の推進に努めております。

つきましては，農業・農地が国土・水資源・環境・教育・健康などの面でも市民の生活に寄与していることを評価していただき，農業者が安心して営農できる農業，後継者が希望をもてる農業をおこなっていくため，効果的で継続性のある支援策・予算確保並びに上部機関等への具申をされますよう，次のとおり建議します。

建議事項

1 農業施策の振興について

高知市は県下一の農業算出額を誇る状況にはありますが、農業を取り巻く環境は、T P P 加入問題や農産物価格の低迷、農業資材高騰等により以前にも増して厳しい状況にあります。

生産者の高齢化により労力の省力化が大切であり、農業機械の共同購入補助事業の拡大や、適用範囲の広い農薬の開発を関係機関へ働きかけるよう要請します。

また、農業者の所得向上や競争力のある農家の育成を図るため、現在取り組んでおります「マッチング事業」をより一層推進することにより、農業者所得向上に繋がる六次産品の創造等、新商品づくりを産官学が連携して取り組んでください。

そして、地域の将来設計図であります「人・農地プラン」作成に積極的に取り組み、新規就農者や担い手農家の拡大を図ってください。

2 地場産品活用と食育体験学習の推進について

学校給食において、地元の食材を活用することは、子ども達の食への関心を高めるとともに、農業への理解を深め、地域の食文化を考える良い機会となり、将来に役立つ事は必至であります。関係機関とのネットワークを強化するとともに、高知市産食材の調達環境を整備し、活用率を向上させてください。

また、食育体験学習の充実には、全小学校において、J A（高知市、高知春野）や、地域の生産者、流通団体等との連携が大切であり、高知市教育委員会として、十分な予算を確保のうえ、教職員の積極的参画により、食育体験が実施できるように取り組んでください。

3 有害鳥獣の駆除及び被害防除対策について

近年高知市のみならず，全国的にも有害鳥獣による農作物被害が深刻化しています。高知市では市内の被害調査を実施されているようですが，調査内容から考えられる課題等早急に整理し，被害対策を講じてください。

また，高齢化や狩猟免許の取得及び更新に個人負担の費用がかかることから，狩猟免許保持者が減少しているのが現状です。農産物を守るための有害鳥獣駆除を目的とする狩猟免許取得者に限定し，補助金による個人負担の軽減等の支援を行なってください。

そして，所有地内であれば農家自身が狩猟免許を持たなくても，農地や農作物を守るために有害鳥獣を捕獲できるよう見直しがなされようとしており，また一部条件付きで見直しもされており，その具体的内容を周知徹底してください。

特に有害鳥獣捕獲報奨金制度において，対象鳥獣の拡大（サル，シカ，カラス）や報償金額（イノシシ）の増額を要望します。

サルについては，電気柵と進入防止柵の併用等は効果があるようですので，「高知市鳥獣被害対策協議会」で購入する等の被害対策に取り組んでください。

4 農業用水の確保・排水対策について

高知市における農業の振興にとって、農業のしやすい環境整備，とりわけ良質な農業用水の確保と排水対策は重要です。

農業用水の確保の点では，中山間地域においては，谷川等の三面張りにより地下への雨水浸透が減少し，森林の整備が進まないことも相まって用水不足が発生しています。

東部地域においては，塩水化が進行し，上流用水の活用を含めた対策が求められています。

また，長浜地域でも，下水道工事による地下水の枯渇が引き続き心配されることから，その対策として森林（天甫寺山）の確保によって地下水を維持する必要性も指摘されています。

農業用水の確保に向けた具体的で積極的な施策実施を求めます。

排水対策では，市街化区域からの雨水流入により，農業被害が発生する恐れのある絶海池周辺農地の排水対策が 20 年来の課題となっており，その対応が急がれています。

また，春野地域における新川川本線や支線（北山川）の浚渫や畦畔草刈，未整備区間の拡幅整備促進を求める地元の声が高まっています。

高知市は，第 11 次高知市農業基本計画で「大地の恵みを活かした都市と共栄する農業」を基本方針に掲げています。農地を守るという視点からの，湛水防除対策や内水排水対策の具体的な整備計画の策定を強く求めます。

要望事項

【市への要望】

1 市街化区域内農地の固定資産税の軽減措置について

市街化区域内農地は、地域の自然環境維持や防災機能等、多面的機能を担っており、将来に向けて大切に保全しなければならない地域財産となっております。

しかしながら、市街化区域内農地の農業経営は、農地への税負担増等により、農地を保持することが困難になっているのが現状です。路線価は年々下落し、農地（土地）自体の価値は急速に下がっている現在、価格（評価額）、課税標準額を見直し、これ以上の負担調整率の引き上げを中止し、固定資産税の軽減を図るよう要望します。

2 石灰鉱山採掘跡池の塩水化対策について

稲生の石灰鉱山採掘跡池から塩水が再度湧水した場合、介良・五台山地区において、農作物被害が甚大であり、今後の農業経営が危惧されるところです。

地元と企業による協議は、進展が見えず7年が経過しました。また、平成23年8月末に設置された「稲生石灰鉱山採掘跡池塩水湧水対策連絡協議会」の具体的進展がみられません。つきましては、市が企業と直接協議し、「塩水湧水対策に対する確認書」の取り交わしを行ない、早急に抜本対策を講じるよう要望します。

3 竹林対策及び竹バイオマス事業について

竹の被害につきましては、年々広がっていることから深刻な問題となっています。個人や地域での防除対策に対し、新たな補助金制度の導入や、被害防止対策に早急に取り組んでください。最近では、菌床での利用も考案され、また、土壌改良の効果や生活場面においても、様々な効果のある竹や竹製品にする等の利活用を推進してください。

市の施策であるバイオマスタウン構想の具体化に向け、産・学の協力も得て、一日も早い実現を要望します。

4 春野町仁ノ地区の「小松沼」排水対策について

仁ノ地区の地形は複雑で、降雨の際は小松沼が遊水池となり、太平洋に流れ出すようになっています。現在、小松沼には排水ポンプが設置されていますが、排水能力が低く、周辺住民は常に浸水の不安にさらされています。またこの小松沼は護岸工事もされないまま、複数企業の土砂の排出・堆積場所となり、沼そのものの機能が失われてきています。

この小松沼内には、市の公有財産である水路もあり、財産・機能管理者として、位置及び幅員を早急に確定し、機能の維持向上を図るとともに、周辺住民が安心して暮らせるよう、抜本的な対策を講じるよう要望します。

【国・県への要望】

以下の事項について，市長会等を通して国・県に働きかけてください。

1 食糧自給率の向上について

2010年3月，国策定の食糧・農業・農村基本計画では，供給熱量ベースの総合食料自給率を2020年までに50%に引き上げることになっています。しかし現実には，1998年以来ほぼ40%のまま推移し，2010年以降は39%とわずかながら低下しています。

国連推計では，世界の人口は現在70億人を突破し，2050年には93億人に達するという世界的食糧危機が叫ばれる一方，異常気象による干ばつ等は，アメリカ，ロシアをはじめ世界各国に深刻な被害を起こしています。このため，生産・輸出国は国内供給の確保を優先化させ，頻繁に輸出抑制に踏み切ることが常態化する中，現在予断を許さない状況であるTPP参加ともなれば，日本の農業は致命的・壊滅的となり，世界の食料争奪戦の危惧がますます深まってまいります。

食料純輸入国の日本にとって，国の食料安全保障を脅かす待ったなしの状況であり，食料国内供給力の飛躍的向上のため，国内農業の立て直しに総力をあげて取り組むよう要望します。

2 農業者年金の保険料補助の対象者拡大について

農業者年金制度には、保険料の一部を国が補助するという他の年金制度にはないメリットがあります。しかしながら、対象者については、青色申告をしている認定農業者・認定就農者、または、その認定農業者・認定就農者と家族経営協定を締結している配偶者や後継者に限定されており、後継者の配偶者は対象者に含まれていません。将来、後継者とともに農業経営を担っていくべき配偶者についても補助の対象者となるよう引き続き国への働きかけを要望します。

3 農業委員会への交付金拡充等について

昨年7月の高知市農業委員会と春野地区農業委員会の統合や、農地法一部改正に伴う業務量の増加および農地法3条許可（知事許可分）の権限移譲、また、人・農地プランへの参画等、農業委員会としての役割が質・量ともに増大しました。

適正な法令事務が遅滞なく執行できるよう、農業委員会事務局体制と農業委員会交付金の拡充を国・県へ働きかけるよう要望します。